

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会等における委員意見等

1. 検討の経緯

- VOC排出抑制に関する事業者の取組について排出抑制専門委員会の報告の中に簡単に入れてほしい。(対応済み)
- 法規制と産業界の自主行動により、VOC排出量が40%以上削減されたとのことであるが、それにより、どのような良い効果もたされたかが書き込めないか(例えば夏の光化学オキシダントが高くなるような条件のもとでは、高濃度の出現割合が従前よりも低くなっている、など)。VOC削減対策の効果があるということを確認に書けないか。(対応済み)
- 固定発生源が集中している地域(関東、中部、関西)における光化学オキシダント警報頻度とVOC排出量との関係についての言及を望む。(対応済み)
- 事業者も含めた努力により、トータルとしてこのVOC排出抑制の制度が成功したと評価するコメントを入れるべきである。(対応済み)
- SPMの扱いが気になる。(対応済み)
- SPMに関する記述に、「定性的にVOC削減の効果も示唆」とあるが、NMHCの他、VOCの主要な物質の大気濃度変化などにより、SPM濃度削減効果が推定される旨記載できないか。(対応済み)
- VOC排出抑制の効果が示唆されている状況にもかかわらず、具体的な評価ができていない。今後、調査・検討が必要な事項である。(今後の課題)

2. 平成22年度 次期VOC対策のあり方検討ワーキンググループ報告

なし

3. 揮発性有機化合物(VOC)排出抑制制度の在り方

- 事務局としては、揮発性有機化合物対策のあり方検討業務報告書の内容をベースに議論願いたいと考えている。
- 諮問された事項はあくまでもVOCの固定発生源に対する今後の在り方である。
- 目標を全く設定しないというのが永久に続くのか。いずれまた目標を設定せざるを得なくなるのかもれないが、当面これでよいと考える。
- 上記の記述はわかりづらい。下記のように修正してはどうか。

「対策をとるのに、全く目標を設定しないということは問題であると考え。しかし、現段階では、設定に係る知見が得られていない。このことから、現段階では、研究が進み、知見が得られ、目標を設定されるまでは、当面はこのままでよいと考える。」(→ 委員意見を整理する際に対応したい。)

- 今後のVOC対策の在り方として示されている「新たな削減目標は設定せず、現在のVOC排出抑制制度は継続」する理由が不明確である。(対応済み)
- VOC削減対策の方向とその理由が今ひとつなめらかでない。(対応済み)
- 法規制と自主的取組のベストミックスによる成功は良しとするも、自主的取組の内容への理解が極めて曖昧なままである。今後もこの制度を継続するのであれば、本報告書において自主的取組の概念を明確に強調することを望む。(対応済み)
- 第16回専門委員会参考資料1の「法規制と自主的取組を組み合わせたVOC排出抑制制度は、そのまま継続することが適当である」との表現については、産業界に求められる自主的取組の内容を吟味、整理しておく必要がある。(対応済み)
- VOC排出量の目標達成の表現を1. 検討の経緯にあわせるべき。(対応済み)

4. 他法令等による規制との整合性

- VOC対象物質がPRTTR法等他法令等の対象物質にも該当する場合は、二重の負担にならないような仕組みを考えるべきではないか。
- 光化学反応性等を踏まえ優先的に取組むべき物質から対応を図る必要がある。
- 「光化学反応性等を踏まえて取り組むべき物質から対応を図る必要がある」という意見がある中、排出インベントリでは物質の絶対量を取り扱っている。VOC法規制ではある程度光化学反応性を考慮して炭素換算の規制値(濃度)が示されており、数値の取り扱いが異なる点は再考を要する。(今後の課題)
- VOCの成分により、光化学オキシダント生成能が異なる。今後、インベントリを総量として把握するのが良いのか議論が必要。(今後の課題)
- NMHCとVOCとでは、測定結果に相違がある。今後、NMHCからVOCの測定に変更するか。(今後の課題)
- しかしながら、PRTTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、・・・・・・また、指定物質は、「有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの」として指定され、それぞれ排出抑制基準が定められている。



この記述では、PRTTR法に、指定物質に排出抑制基準が定められているように読める。誤解を招くおそれがあるため、「それぞれ」を削除願いたい。

(→ 意見を反映)

- 「また、指定物質は」を「また、大気汚染防止法指定物質は」に修正願いたい。

(→ 意見を反映)

- ここで議論されているのは、PRTR法指定物質とVOC対象物質との重複であって、「5. 事業者の負担軽減」の観点で考慮し、PRTR法により行政に届けているVOC対象物質は、二重の負担にならないようVOCインベントリ等の報告対象外としていただきたい。(要望)

5. 事業者の負担軽減

- 今回の報告書は、事業者側の負担をいかに軽減するかというところが話の中心になると理解している。
- 事業者の負担軽減が突然出てきており、報告書のストーリーが滑らかに理解できるように工夫した表現を望む。(対応済み)

(1) 自主検査回数の削減等

- 排出口でのVOC濃度測定に代えて、計算による算定を積極的に導入してほしい。(対応可能なものは導入)
- 排出削減量が確認できるのであれば、排出口での排出濃度測定に代えてもいいという考え方もできるのではないか。(濃度規制のため困難)

(2) 揮発性有機化合物から除く物質の追加

- 除外できるものは除外してほしい。(新たな知見を踏まえ適宜検討)

(3) 緊急時の措置

- 光化学スモッグの発生メカニズムが以前と比べて大きく変わっているため、緊急時におけるVOC排出量、飛散量の減少について、何らかの配慮、見直しを検討願いたい。(今後の課題)
- 大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物排出施設について、排出基準を遵守するため、インプラント対策あるいはエンドオブパイプ対策を行っている施設等については、対象外とするなど検討願いたい。(今後の課題)
- 多くの都道府県では緊急時の要請としてNO_xの排出抑制がある。他方、多くの大気汚染シミュレーション結果等ではNO_xやVOCの排出抑制がオキシダント濃度の減少に必ずしもならないことも明らかなので、強制的にNO_xやVOCを削減させてもオキシダント濃度が減るかは疑問であり、検討・検証が必要。(今後

の課題)

6. 揮発性有機化合物（VOC）排出状況等のフォローアップ

- 排出状況のフォローアップは、これまでと同様に毎年度実施することとし、事業者の負担軽減に配慮し、重要な項目、物質数に限定する等、調査内容を軽減するが望ましい。（今後の課題）
- 一般環境の濃度測定は、少数をやっても余り意味は無い。測定回数を減らす代わりにコンポジットサンプルにする等の工夫が考えられる。（今後の課題）
- 一般環境の測定は、排出状況のフォローアップとは別と考える。（一般環境の測定も、VOC排出抑制が大気環境濃度にどの程度反映されているか確認するものと考えている）
- オキシダント発生注意報を考えるには夏などの短時間のVOC濃度測定が必要であるが、発がん性など毒性を考えるには年平均のような長期にわたるデータが必要である。目的に合わせて測定頻度や時間など測定方法を精査する必要がある。（対応済み）
- 光化学反応性・・・の前に「光化学オキシダント及びPM_{2.5}」を追加（対応済み）
 - ※ 事務局から、VOC排出抑制の目的は、光化学オキシダント及びSPMの濃度低減であることから、PM_{2.5}ではなく、SPMの表記としたい旨説明。
- 「今後も引き続き」との記載であれば、VOC総排出量の把握とは、固定発生源のことを意味するため、正確に記載する必要がある。（対応済み）
- 「従前の調査より内容を軽減した形で実施可能か検討することが望ましい。」を「従前の調査より内容を軽減した形で実施することが望ましい。」に修正願いたい。
 - ※委員意見に、「軽減するのが望ましい。」とされている。
 - （→ まずは、検討する必要があるため、「検討し、対応することが望ましい」に修正。）

7. 対策効果のフォローアップ

- これまでVOC対策の効果を評価する形がとられてこなかった。

8. 新たな専門委員会の立ち上げ

- オキシダント、PM_{2.5}及びVOCは、併せて検討していかないと、最終的な対策、効果にはつながらない
- この揮発性有機化合物排出抑制専門委員会を発展解消し、新たな専門委員会に

改組することを提案したい。

- 昨年度取りまとめた、光化学オキシダント調査検討会報告書に示された対策効果の評価を充実させる必要がある。
- 光化学オキシダント調査検討会における課題がどのようなスケジュールでどのように取り扱われるかが重要。
- 光化学オキシダントに関する今後の取組について（平成24年6月7日 第15回揮発性有機化合物排出抑制専門委員会 資料9-3）が非常に重要になる。
- 今後の対応についても答申に記載する方が良いと思う。
- 光化学オキシダントに関する環境改善効果の適切な指標検討の早期の実現を要望する。
- 第16回専門委員会資料「参考資料3」の“必要な事業”として挙げられた項目は基本情報の収集であり、その情報を基に政策を考えて効果を検討する必要がある。「シミュレーションの高度化」の最下段に記述されている「実施可能な対策の設定／効果検証」は全体の最終目的である。全体的に実施可能な対策をいくつか設定したときにどういうことが起きるのかを議論していただきたい。（対応済み）
- 同資料の一番右側の部分をもっと浮き彫りにすれば対策となる。（対応済み）
- 新たな専門委員会ではVOCに限らず、有害大気汚染物質の一部も併せて議論したほうがよい。（VOCには直接健康影響があるものもあるが、有害大気汚染物質（直接吸入による健康への影響）とVOC、オキシダント、PM2.5を一緒に議論することは困難であるとの意見あり。）
- スケジュールなどが提示されていないオキシダント検討会報告のまま新たな専門委員会に取り込むと、何をやっていくのかがはっきりしないような気がする。調査検討会の報告を受けるだけでなく、内容や対策などの検討、期限も整理する必要がある。（期限の明示は困難）
- 必要な対策等の検討・評価が先にあって、それに対して必要な情報収集の内容や期限を決めるべきである。
（情報収集・評価があつて、必要な対策に繋げていくものとする。）
- 新たな委員会の位置付け、役割、検討項目を詰め、「参考資料3」の内容を整理して解り易くなるように検討して欲しい。（対応済み）
- 「参考資料3」を見ると、総合的な対策の推進には自然起源も無視できない。（対応済み）
- 「固定発生源のVOC排出量は削減したにもかかわらず、光化学オキシダントの状況に改善が見られていない。」の表現が、3. VOC排出抑制制度の在り方等の「VOC排出抑制による光化学オキシダントの対策効果の発現を示唆する傾向が

確認されたとの見解あり。」と矛盾している。本編の表現をあわせるべき。(対応済み)

- 日本では、余り実施されていないが、PM_{2.5}の成分を分析すれば、テルペン等生成由来がわかる。
- 「9. 今後の課題」に記述されている「光化学オキシダント対策の更なる推進」は、「8. 新たな専門委員会の設置」に記載すべきではないか。(対応済み)
- 「光化学オキシダントに関する現象解明が十分に解明された上で対策等を検討」となっているが、十分な検討は必要であると考え、**「十分な解明」に達することは現実的には困難である。従って、「現象解明を進めた上で」との記述が適当である。(現象解明に十分取り組んだ上に修正)**
- **「光化学オキシダントに関する現象解明に十分にに取り組んだ上で」を「光化学オキシダントに関する現象解明を行い、十分に解明が進んだ上で」に修正願いたい。**
※必要なことは、現象解明に十分に取り組んだという姿勢ではなく、対策の検討等に必要な材料が整うことである。
(→ 「現象解明を十分進めた上で」に修正)

9. 国際的な取組

- 光化学オキシダント対策については、国際的な取組も必要。